

## 令和7年度第2回船橋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時 令和7年11月5日（水） 午前10時30分～11時40分

場 所 船橋市役所9階 第1会議室

出席委員	伊 藤 研 吾	市川市農業協同組合 常務理事
	佐 藤 正 憲	千葉県税理士会船橋支部
	篠 田 好 造	船橋商工会議所 会頭
	茶 谷 勝	連合千葉総武地域協議会 副議長
	早 川 淑 男	船橋市自治会連合協議会 会長
	山 田 聰	公益社団法人船橋法人会 副会長
	山 本 綾	千葉県弁護士会京葉支部
	山 本 寛	青山学院大学 名誉教授
	吉 田 綾 子	船橋市民生児童委員協議会 副会長

事務局 総務部長、職員課長、職員課長補佐、職員課給与係長、職員課職員

次 第 1. 開会  
2. 議事  
　　関係資料の説明、今後の審議会の進め方等  
3. 閉会

傍聴者 なし

会議の公開・非公開の区分 公開

10時30分開会

## 1. 開会

### ○山本寛会長

それでは定刻より少し早いのですけれども、これから令和7年度第2回船橋市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、本審議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

まず前回の審議会でご欠席された委員の方を紹介いたします。税理士をされておられます、千葉県税理士会船橋支部の、佐藤 正憲委員でございます。よろしくお願ひいたします。

また、本日お越し頂いておりますのが、伊藤委員、篠田委員、茶谷委員、早川委員、山田委員、山本委員、私、吉田委員となっております。

なお、田中大介委員は所要のため、本日は欠席となってございます。

それでは議事を始める前に、本日の傍聴の希望はいかがなってしょうか。

### ○職員課長補佐

事務局です。本日午前10時から10時20分までの間、傍聴の申し込みを受け付けましたところ、本日は傍聴の希望者はおりませんでした。

## 2. 議事

### ○山本寛会長

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。まず、本日の配付資料を確認します。事務局の方からお願ひいたします。

### ○職員課長補佐

それではお手元の配付資料をご覧ください。まず本日ご用意させていただいたものの1点目が本日の次第となります。続きまして委員名簿になります。その次に「令和7年度船橋市特別職報酬等審議会第2回資料」となっております。この資料について少しだけ説明させていただきますと、目次がありまして、その次のページに、事前にお送りさせていただきました各委員の意見がございます。その後ろの5ページから、本日資料としてご用意させていただきました「経営学の視点 項目別指標」になります。こちらは後ほど説明させていただきます。また補助資料としまして、前回配付した資料のうち、「市長の給料等について」、あともう1枚が、「市長の給与について」という資料になります。また補足資料として「令和7年度 船橋市の台所事情」、あともう1枚が、帶グラフになっております、「船橋市の人団と市税」という資料になります。以上、不足ありませんでしょうか。

### ○山本寛会長

前回お話した通り、経営学の視点の資料については、私の方から項目や表について

お話をさせていただいたと同時に、事務局側の方で作成していただきました。補足させていただきます。それでは引き続き、事務局から配付資料について説明をお願いいたします。

#### ○職員課長補佐

資料説明の前に、事務局より、前回の配付資料について補足説明がございます。前回配付しました資料のうち「市長の給料等について」という資料をご覧ください。その中で、中核市人口の上位10市を比較した一覧をお示しましたが、その中で、表の方をご覧ください。「船橋市は給料月額で中核市30位、期末手当の年額ですと中核市で3位」とご説明しました。

その後、一部報道にて「船橋市長の期末手当が中核市で1位」との記事がありました。これは期末手当の支給額について、中核市1位の姫路市、2位の西宮市が、市長が時限的に給料月額の減額を行う「特例措置」により、それぞれ減額措置をしており、実支給額が、条例の規定により算定される支給額よりも少なくなっているためです。そのため、現時点では、船橋市長の期末手当の実支給額が中核市で1位となっています。

ただ、今回本審議会で審議するのは、この特例による減額とは別で、あくまで条例の規定により算定される「通常の船橋市長の給料及び退職手当」となることから、前回の資料では特例措置による減額措置を反映していない、金額と順位をお示しました。この点につきまして、ご了承を願います。

それでは引き続きまして、本日の配付資料についてご説明をいたします。

「令和7年度船橋市特別職報酬等審議会第2回資料」をご覧ください。3ページ目、前回の審議会での「各委員の意見」です。こちらが、前回の審議の中で皆様からいただきましたご発言の内容を、要約としてまとめて紹介させていただいております。

前回審議会でいただいたご意見を、「社会経済状況等の視点」「市の取組等の視点」「市民生活状況等の視点」「その他の視点」から整理させていただいております。

こちらにつきましては、事前に送付させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

続きまして5ページ目をご覧ください。

資料「経営学の視点 項目別指標」について、山本会長からお話をいただきまして、経営学の視点から見た場合の項目、指標について説明します。

はじめに、「顧客」である市民へのサービス向上、これは、市民の満足度の向上や利便性の向上、アクセシビリティ、これは市の情報への到達のし易さ、を意味します。

続いて、市として資産と業績、これは、市民へのサービス向上につながる「資産」と、組織体としての業績を示します。

トップセールスについては、外部への魅力発信、ステークホルダーマネジメントは関係者との協力関係の構築を示します。

また、組織マネジメント、これは内部の管理となります、職員の能力の向上やデジタル化による、生産性の向上を示します。

これらについて、それぞれの項目に関連するいくつかの「指標」をご説明します。

なお、市の事業や取組以外のもので、各種調査や民間データを引用しているものは、指標の下に引用元を記載しております。

6 ページをご覧ください。

「『顧客』である市民のサービス向上」について、市民満足の指標となります。

こちらは、市民意識調査による調査結果なのですが、市民の満足度で「住み続けたいと思う人の割合」は、将来も本市に住み続けたいと考える方の割合を示します。

推移は、令和 3 年度から 6 年度まで、おおむね 8 5 % 前後の水準を維持しております。

続いて、「住みよいまちと感じている人の割合」は、住みごこちに関する評価でございますが、令和 3 年度 8 0. 7 % 、 4 年度 8 5. 1 % 、 5 年度 8 6. 5 % 、 6 年度 8 2. 9 % となっており、こちらは 8 割以上を維持しております。

なお、参考としまして、「住みよいまちと感じている人の割合」の、平成 23 年度から 26 年度までの調査結果が 8 0 % 以下となっていたことから、10 年前と比べますと比較的、高い水準を維持できています。

続いて、「情報への到達度」を示すアクセシビリティ指標になります。

「広報ふなばしの閲読状況」について、広報を「読んでいる」方の割合でございます。令和 3 年度から 6 2. 6 % 、 6 5. 2 % 、 6 3. 6 % 、 6 1. 6 % と横ばいとなっております。

また、『情報アプリ「マチイロ」の登録者数』について、スマートフォンでの広報のデジタル閲覧手段の利用状況です。令和 3 年度が 1 1, 4 8 9 人、そこから令和 6 年度は 2 2, 7 1 2 人と増加しております。

「船橋市 HP アクセス数」について、市ウェブサイト全体のアクセス数でございます。3 年度が 5 9, 2 8 0, 7 0 0 回、そこから 6 年度が 3 1, 8 3 6, 7 6 8 回と、徐々に減少しておりますが、これは、3 年度以降、新型コロナウイルスに関する情報へのアクセス数が減少したためです。参考としてコロナ前の回数も掲載しました。平成 29 年度は、2 3, 2 8 2, 5 2 4 回、平成 30 年度は、2 3, 9 1 5, 1 4 4 回となっており、コロナ禍の前と比較して、アクセス数は増えている状況です。

7 ページをご覧ください。

利便性の向上についてですが、市では、例えば「窓口の一本化」や「ふれあい収集事業」など、利便性の向上につながる様々な取組を行っておりますが、ここでは、デジタル化、オンライン化による利便性の向上をご説明します。

7 年度ですと、各出張所・連絡所における「キャッシュレス決済の導入」、ウェアラブル端末やアプリなどの「 I C T を活用した保健指導」、6 年度には、インターネット受付等を導入した「粗大ごみ電話受付センター」、5 年度ですと、登退園や出欠席の管理、連絡帳などをデジタル化した「保育 I C T システムの導入」などが挙げられます。

8ページ目をご覧ください。

利便性の向上について様々な事業がある中、今回、利便性の向上のうち指標として推移をお示ししますのは、オンライン化による手続の簡便化等に関する指標となります。

「国が定めた特に国民の利便性向上に資する26手続のうち、オンライン化を実施した様式数」についてですが、子育てに関するもの、例えば児童手当や保育施設の利用申し込みなどで11手続、介護に関するもの、要介護・要支援認定の申請、被保険者証の再交付申請で15手続あり、マイナンバーカードを用いる手続のオンライン化状況です。令和3年度で12件、4年度までに全てを完了しています。

それ以外の、「26手続以外のオンライン申請様式数」ですが、処理件数や効果を勘案し、市独自でオンライン化を拡大した件数です。市政モニター・各種イベント申込などがあるのですが、令和3年度で598件、そこから、6年度で1,339件と増加しています。

また、市公式アプリ「ふなっぷ」の利用者数ですが、令和3年度の13,875人から、6年度25,646人と利用者が増えています。

「各種証明書のコンビニ交付数」について、住民票・印鑑証明書・戸籍謄抄本を、窓口に来庁せず取得した件数です。3年度が66,263件であり、そこから6年度の147,823件と、交付数が増えています。

「転出届総数のうち転出ワンストップサービスの割合」、こちらはマイナポータルによるオンライン転出届の利用率となります。令和4年度が13%、5年度が18%、6年度が23%と増加しています。

なお、表の下の欄外にありますのが、本市におけるマイナンバーカードの保有率の推移となります。マイナンバーカードの普及に伴い、手続のオンライン化も進みますので参考として掲載しました。令和6年3月時点で71.9%、令和7年3月時点で77.3%となります。

続いて、9ページ目をご覧ください。資産と業績、経済活力についてです。

船橋市は、かつては宿場町として栄え、鉄道の開通をきっかけに商業のまちに代わりました。高度成長期には東京のベッドタウンとして発展し、現在は、商業や工業、漁業や農業などが、バランスよく発展したまちとなっています。

左上の航空写真について、水色と白の動線は、現在の電車の路線図になります。船橋は9路線35駅と鉄道網が発達しています。

左下の写真は「ららぽーと東京ベイ」です。先月の10月31日にリニューアルしました。それ以外にも、IKEAや船橋駅前の東武百貨店、新船橋駅前のイオンモールなど、商業施設が市内にはたくさんあります。また、臨海部には、加工食品の供給場所である「京葉食品コンビナート」があります。

右上の写真ですが、バスケットボールの千葉ジェッツふなばし、他にもラグビーのクボタスピアーズ船橋・東京ベイ、野球の千葉スカイセイラーズなど、船橋では、プ

ロスポートチームが活躍しています。昨年は、千葉ジェッツふなばしのホームアリーナとなる「LaLa arena TOKYO-BAY」が開業しました。

その下の真ん中の写真は海苔漁の写真となります。船橋は海苔以外にも、自身魚のすずき、ホンビノス貝が有名です。また、その右側の写真は船橋が日本一の漁獲量を誇るコノシロの漁の様子です。

右下の写真はニンジンの収穫の写真となります、船橋では、梨はもとより、小松菜・ニンジン・枝豆を、船橋のブランド野菜として売り出しています。

また、写真にはありませんが、今後は、JR船橋駅南口市街地の再開発や、JR南船橋駅南口市有地の活用、北千葉道路の整備、海老川上流地区のまちづくりなど、更なる発展が見込まれています。

10ページをご覧ください。経済活力の指標についてですが、こちらは「創業支援の充実」を図るための取組についての推移となります。市では、創業支援の充実を図るため、創業セミナー・交流会などを開催しています。

「新設法人数」についてですが、市内における新設法人数となります、令和3年度598社、令和4年度591社、令和5年度668社、令和6年度630社となります。

「創業セミナー参加者数」についてですが、こちらは商工会議所等と連携し、創業への意識啓発、セミナー、交流会を開催し、市内における創業希望者を支援するものです。令和3年度が101人、そこから111人、112人、6年度が100人と横ばいとなっております。なお、最近ですと、先月、女性の起業支援「実践講座」を実施しています。

「共同ビジネスマッチングのマッチング件数」についてですが、これは、商工会議所と市で連携して行っている事業となります。事業者同士を繋げ、販路開拓や新製品開発を支援するものです。令和3年度から84件、81件、72件と下がりましたが、6年度は117件と増えています。また、その登録事業者数についてですが、こちらは1,424事業者、1,494事業者、1,539事業者、1,604事業者と増加傾向にあります。

表の下に記載してありますのが、「全産業の事業所数」についてです。平成28年度に15,603事業所であったのが、令和3年度は15,194事業所、従業者数については、平成28年度に189,232人であったのが、192,205人となりました。

こちらは5年に1回の調査によるデータであるため、年度毎の推移ではありませんが、経済活力を測る指標として掲載させていただきました。なお、全国的にもこの間の事業所数は減少している状況でした。

続いて、その下にあります「財政の健全性」につきましては、市民サービスを下支えする基盤でございますが、実質公債費比率、将来負担比率、総人口の指標となって

おり、こちらにつきましては別途の資料にてご説明いたします。

配付しました、令和7年度の「船橋の台所事情」をご覧ください。

「船橋の台所事情」の12ページ目、左側の「船橋の財政状況はいいの?」のところをご覧ください。

北海道夕張市の財政破たんをきっかけに、平成19年に国が法律を作つて地方自治体の財政の早期健全化や再生が必要かを判断するための指標を定めました。

下の黄色い枠内をご覧ください。その指標のうち、実質公債費比率とは「収入に対する公債費の占める割合」で、数字が小さいほどその年度の借金返済の負担が小さいということです。

なお、公債費とは市債という市の借金の返済のことですが、後程ご説明します。

将来負担比率とは「市の実質的な借金から貯金などを除いた額が、収入の何年分か」を示したもので、こちらも数字が小さいほど将来の借金返済の負担が小さいことを示しています。

令和4年度以降は、将来返済する予定である借金を貯金などで返済可能となつたため、表示がマイナスとなっています。

実質公債費比率は徐々に増えてきておりますが、早期健全化基準の25%を下回つておりますので、健全性が保たれていると言えます。

続きまして、13ページ目にある、上にある緑色の箇所、「なぜお金を借りるの?」をご覧ください。

皆様は当然「借金は少ない方が良い」とお考えになるかと思います。では市ではなぜお金を借りるのかを説明します。市が学校や公園を整備するときには多額のお金がかかります。その費用を作つたその年だけの予算で賄つてしまつた場合、他に予算が回らなくなります。

また、これらの施設は何年にもわたつて多くの市民の方が使い続けるものですが、1年間の予算で作つてしまつたら将来その施設を利用する市民は整備費用の負担をしないことになつてしまひます。

そこで、市では「市債」という借金をして、整備した1年間の費用負担を小さくし、また何年かにわたつて返済していくことで、施設を利用する将来の市民の方にも整備費用を負担していただくようにしています。

その下の緑色の箇所、「今までいくら借りて、何に使つてきたの?」をご覧ください。

5年度末現在、市債の残高は一般会計で約1690億円、特別会計・企業会計を合わせたすべての残高は2985億円となっています。

金額の大きいもので、衛生債は、清掃工場や保健福祉センターの整備、土木債は道路や公園の整備、教育債は小・中学校や公民館、図書館などの整備などのために使つました。また「国が地方に交付する地方交付税の一部について、市が代わりに借金をする」といった臨時財政対策債の残高が大きくなっています。

続きまして、14ページ目をご覧ください、左上の緑色の箇所、「近年、市債の残高は？」のグラフをご覧ください。

これは、普通会計における市債残高の推移を表したものです。

ここで普通会計の説明をします。まずは、一番下の緑色の囲みをご覧ください。全国の自治体の予算では同じ一般会計でも、含まれている範囲が異なります。そこで、自治体間で比較できるように予算の範囲について統一的な基準となる区分があり、これを「普通会計」といいます。

再度、上の緑色の箇所、「近年、市債の残高は？」をご覧ください。その、普通会計において船橋市の令和5年度末の市債残高は、市民一人あたり263,569円でした。これは中核市62市の中では12番目に少ない額です。近年、小・中学校等の公共施設の大規模改修や清掃工場の建て替え、臨時財政対策債の発行により増加をしていましたが、市債残高は令和2年度をピークに減少し、今後は1,600億円程度で推移していく見込みです。

続きまして15ページ目の上の方にあります、表「公債費の推移」をご覧ください。

市債の返済金のことを「公債費」といいます。これはこれまでの公債費の推移と今後の推移予測を表したものです。

一番下の緑色の箇所をご覧ください。「返済は大丈夫なの？」とあります。

令和5年度の公債費の額は182億円で、市民一人あたり28,135円でした。これは全国の中核市62市のうち15番目に少ない額です。

上のグラフをご覧いただきますと、令和3年度だけ公債費が大きくなっているかと思いますが、これは令和3年度に借り入れた臨時財政対策債の償還費として、国から普通交付税が追加交付され、船橋市はその分を繰り上げ償還したためです。

繰上げ償還分を除くと、実質の公債費は171億円であり、人口一人当たり26,511円で中核市62市中13番目に少ない額となります。

先ほどお話ししたとおり、市債の残高が増えてきた結果、近年公債費が大きく増えており、今後も180億から200億円程度で推移する見込みです。

16ページ目をご覧ください。左上の方にある「貯金はあるの？」のところになります。

市には、急激な税収の落ち込みや災害の発生などによる想定外の支出などへの対応に備えるための貯金があります。これを「財源調整基金」といい、毎年、決算で余ったお金などを積み立てています。

財源調整基金は、決まった使い道があるものではありません。令和5年度末で241億円。市民一人あたり約3万7千円です。他の中核市の財源調整基金の一人あたりの残高は約3万1千円です。

続いて、17ページ目となります。上にある緑色の箇所、「その他の貯金はどのようなものがあるの？」をご覧ください。

市にはその他、特定の目的のためにある貯金（積立基金）や一定額の貯金そのもの

を原資として貸付などを行っている基金（定額運用基金）があります。

その下にある「船橋市の貯金額はどれくらい？」をご覧ください。一番下の緑色のコメントのところです。財源調整基金だけですと市民一人あたりの令和5年度末の残高は中核市62市中17位、右側の赤いコメント欄ですが、積立基金と定額運用基金を合わせてみると中核市62市中34位となります。

なお、資料にはございませんが、令和6年度決算の状況についてご説明します。財源調整基金につきましては、令和6年度決算剰余金積立後の残高は250億8,300万円となります。また、普通会計における主要財政指標につきましては、先ほどご説明しました実質公債費比率が3.6%、将来負担比率はマイナスを継続しており、いずれも国の早期健全化基準を下回っております。

次に、資料「船橋市的人口と市税」をご覧ください。参考までに、船橋市的人口の将来推計となります。令和6年度までが最新のものとなっております。

グラフの上端にある数字が総人口です。平成20年度は59万5千人、25年は61万6千人、30年は63万7千人、令和6年は64万9千人、令和7年4月には、65万人を超えるました。

人口構成をご覧いただきたいのですが、緑のところが生産年齢人口、15歳から64歳までの年代でございます。全国的には減少傾向にあるのですが、本市におきましては、令和5年度で41万3千人、6年度で41万千人となっており、令和10年度の推計は41万8千人となっており、やや緩やかに増加する見込みでございます。令和15年度は41万3千人とやや減少しますが、総人口としては66万4千人へと増えております。

また、中央の赤い折れ線グラフが市税による歳入となっています。

平成20年度時点で958億7,217万円、25年度で946億3,702万円とやや減少しましたが、その後緩やかに増加しており、令和6年度では、1,077億666万2,000円となっております。

それでは、経営学の資料に戻っていただきまして、11ページをご覧ください。「トップセールス」についてですが、市長自ら、船橋の特産品などをセールスすることができます、こちらの写真は、当時の広報記事になります。これまで船橋市では、「船橋のなし」の知名度を上げるために札幌でPR活動を行ったり、ふなばしセレクションの認証品を百貨店でPRするなど、トップセールスによる市の魅力発信を行っています。

また、写真にはありませんが、「船橋にんじん」や「船橋のなし」について、東京ソラマチや中国の上海市でのトップセールスも行いました。

12ページをご覧ください。こちらはトップセールスが直接影響するものではありませんが、関連する指標として市の魅力の外部発信に係るものをご説明します。

「観光入込客数」は、令和3年度が672,949人、そこから830,918人、1,478,421人、令和6年度1,590,963人と、コロナ後に増加しています。表の下をご覧ください。コロナ前の平成31年度ですと1,675,787人でしたが、コロナ後に徐々に増えてきている状況です。

「船橋市内で撮影等が行われた件数」についてですが、映画やドラマ、CM、プロモーションビデオなどの撮影支援を行う「ふなロケ」において、撮影実績のある市内ロケ地の周知及び観光振興を図るため、ロケ地のPRを行っており、その指標となります。令和3年度は30件、4年度は52件と増えましたが、5年度は31件、6年度は25件と下がっています。

一番下のコメント欄をご覧ください。「市外住民の船橋市の認知度」について、船橋市外の住民を対象とした調査で、「船橋市に行ったことがある」「船橋市を知っている」と回答した方の数についてですが、こちらは91.2%となっています。

続いて、13ページをご覧ください。「ステークホルダーマネジメント」、関係者との協力関係についてご説明いたします。

市では、公民連携としまして、「民間提案制度」や「包括連携協定」などにより、民間事業者や大学、プロスポーツチームといった関係者と連携して、情報発信やイベントなどの、様々な取組を行っていますが、こちらの項目では、「市民」との協働の観点から、より良いまちづくりを進めるための取組状況を示しています。

「市政への参画事業」について、こちらは、市民が自己の意思を市の施策に反映させるために、意見を述べたり提案を行ったりする事業の件数を示すものです。パブリックコメントや公募委員を含む附属機関、ワークショップ、意見交換会などが挙げられます。令和5年度の実績で47事業あります。

こちらの写真は、市民活動サポートセンターで実施された、市民協働に関するワークショップの様子です。

また、「協働事業」ですが、これは、多様な主体同士が、共通の目的に向かって連携・協力して実施した事業数を示すものです。令和5年度で250事業あります。

こちらの写真は、協働事業の中の、総合防災訓練の様子です。行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、大地震発生等を想定し、発生後の実際の行動について総合的な訓練を行います。他にも、市との共催事業や市の後援事業、行政と市民団体による実行委員会の活動も該当します。

続きまして、14ページ目をご覧ください。関連する指標についてですが、まず、「市民公益活動公募型支援事業 支援金交付件数」となります。この指標は、市民活動団体が提案した公益的な事業に対して、支援金を交付した件数を示すものです。

令和3年度6件、4年度7件、5年度11件、6年度17件と、増加傾向にあります。

続いて、「夏のボランティア体験参加者数」についてです。こちらは、将来のまちづくりを担う中高生、大学生が、夏休み期間中に福祉施設や市民活動団体でボランティア体験を行うものです。

参加者数は、令和3年度395人、4年度293人、5年度610人、6年度508人と推移し、コロナ禍後に参加者数が増えました。

次に「市民活動フェア 出展団体数」についてですが、市民活動フェアとは、パネル展示や体験コーナー、意見交流会等を通して、「市民活動を広く市民に感じてもらい、活動に参加するきっかけとしてもらう」ことを目的として開催するものです。

出展団体数としては、令和3年度は45団体、4年度は74団体、5年度は70団体、6年度は72団体となっております。

次に、「市民力発見サイト 登録団体数」についてです。このサイトは、船橋市内において、様々な知識、経験、技能等を持つ、若しくは公益的な活動を行う個人、団体に加え、市が募集するボランティア等の情報を発信するものです。

登録団体数は、令和3年度、4年度が561団体、5年度が544団体、6年度が463団体と、数としては減少しておりますが、これは6年度に、2年間更新を行わなかった団体の登録を整理し、実際に活動している団体を登録数としたためです。

続いて、「市民活動サポートセンター 延べ利用団体数」です。このセンターは、市民の自主的で非営利な社会貢献活動を支援する拠点であり、利用団体の延べ数は、令和3年度から1, 531団体2, 528団体、2, 915団体、6年度で3, 141団体と、増加しております。

続きまして、15ページ目をご覧ください。「組織マネジメント」についてです。効率的な行政運営を行えているか、測る指標でございます。始めに職員の能力向上についてですが、特に、デジタル化に関する知識や実践力に関する能力となります。

左側の記事をご覧ください。本市では、昨年、自治体DX、これは、デジタル技術やデータを駆使して、市民の利便性の向上・業務の効率化を図ることのことですが、これを推進し、生成AIの導入と活用を推進するため、当時、県内自治体で初めてとなる生成AIアドバイザーに、船橋市出身の小澤健祐氏が就任し、生成AI技術を用いて課題解決ができる職員を育成する研修を実施しました。

右側の画像についてですが、こちらは職員向けの研修のリーフレットになります。今年度は、デジタル技術の基礎から実践的スキルまでを学び、各所属におけるDXの取組をリードする「DX推進リーダー」を育成する研修を実施しています。

16ページ目をご覧ください。組織マネジメント、職員の能力向上に関する推移です。はじめに、本市の職員研修の所管である「人材育成室」による研修での、「修了者数」についてですが、こちらは、新任研修から管理職研修、ハラスメント防止研修、資格取得支援、外部派遣研修までを含む、市職員の年間の研修修了者の合計となります。令和3年度2, 440人、4年度2, 542人、5年度3, 436人、6年度3, 786人と増加しています。

次に、先ほど、お話しました「DX に係る職員研修 修了者数」です。これは、デジタル化に関する知識と実践力を養う研修の修了者数を示すもので、生成 AI の活用講座なども含みます。令和 5 年度 52 人、6 年度 110 人となっております。

なお、今年度についてですが、先ほどお話しました、デジタルツールを活用して業務プロセスを根本から見直し、課題解決や新たな価値の創出を担う「DX 推進リーダー」の育成をおこなっており、現在、174 人が参加しています。生成 AI やアプリの作成などの研修を、継続的に受けています。

また、「e ラーニング実施回数」についてですが、これは従来型の研修以外に、職員が身につける必要のある内容を、パソコンで場所や時間を選ばずに受講できるようになっています。

令和 3 年度から 12 回、15 回、26 回、6 年度は 29 回と年々増加しています。続いて、「デジタル化による生産性の向上」についてです。

「文書管理システムにおける起案文書の内、電子決裁化した文書の割合」でございます。この指標は、決裁事務のデジタル化の進展度を表しており、従来紙で行っていた決裁を電子化することで、事務の効率化が期待されます。令和 4 年度 55%、5 年度 61%、6 年度 62% となっております。

「テレワーク専用 PC の利用状況」でございます。令和 3 年度からテレワーク専用 PC を導入し、「ポストコロナ時代」においても、働き方の選択肢を定着させるために、テレワークを推進しました。

令和 6 年度には、職場の自席 PC を持ち運んでテレワークが実施できる手法や、利便性の向上を図るため軽量なモバイルノート PC を導入するなどしています。令和 3 年度は 2,370 台、そこから 6 年度は 7,684 台と増加しています。

続いて、「Web 会議の開催（主催）数」でございます。こちらは、市役所が主催して実施した Web 会議の件数で、令和 4 年度 1,880 件、5 年度 1,796 件、6 年度 2,321 件と推移しております。

最後に「RPA を用いて削減できた時間数」でございます。RPA とは「定型的なデータ入力や集計業務を自動化する仕組み」のことです。

この削減時間数は、RPA 導入によって職員が省力化できた時間を年間で示したものです。令和 3 年度 6,615 時間、4 年度 7,552 時間、5 年度 6,206 時間、6 年度 5,640 時間と推移しており、一部の業務が制度改正等により廃止されたため、減少となっております。

長くなってしましましたが、資料の説明は以上となります。

#### ○山本寛会長

ただいま、事務局から懇切丁寧に資料の説明をしていただきました。これまで説明していただいた資料全体について、ご質問等ありましたら、ぜひお願いします。いかがでしょうか。

#### ○佐藤委員

資料1 6ページの絡みなのですが、船橋市の職員数は何人位なんでしょうか。

○総務部長

常勤職員で5,040人、あと会計年度任用職員といって、常勤職員の補助的な業務を行っている職員が4,500人位ですので、概ね1万人弱といったところででしょうか。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○山本寛会長

よろしいでしょうか。その他、ご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

○山本寛会長

では、これより審議に入りたいと思います。

前回もお話しした通り、給与月額と退職手当、それぞれ別々に引き上げ、据え置き、引き下げ等のご意見を皆様から頂戴したいと存じます。

特に退職手当につきましては、「給料月額×在職月数×支給割合（現在100分の44）」となっておりますので、給料月額が引き上げとなれば連動して引き上がる形となります。すなわち、退職手当を引き上げる、引き下げるというご意見につきましては、支給割合、すなわち100分の44、この44を上げる・下げるという形になります。それでは支給割合につきまして、さらに事務局の方から補足の説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○職員課長補佐

事務局より退職手当について説明します。前回配付したものと同じものになりますが、「市長の給与について」をご覧ください。

今回、本審議会で審議の対象となっていますのはこの図の赤く囲んである部分、給料月額と、退職手当の額についてとなります。

赤い枠の左側についてですが、まず毎月の市長に支払われる給料は、月額107万6千円となります。また、赤い枠の右側についてですが、市長の任期が終わると退職手当が支払われますが、その額は「給料月額×在職月数×支給割合」となっております、その支給割合は現在のところ100分の44となっております。

また、市長の任期は4年間となりますので、在職月数は48月となります。

そのため、仮に給料月額が5万円の増額となりますと、退職手当額は5万円×48月×100分の44となりますので、退職手当額は105万6千円の増額となります。

このように、退職手当額が、給料月額に連動することを踏まえた上で、支給割合をどうするかを判断いただくのですが、直近で退職手当の支給割合を変更したのが、平

成25年度の審議会でして、0.55から0.44への引下げとなりました。

この時の経緯としましては、一般職の職員が制度改正により、支給水準の平均14.9%を段階的に減額していくことになったことに伴い、答申において「一般職の引下げ水準を上回る改定、もしくは任期終了時に市長自身が改めて支給金額について判断を行う」という両論併記となり、最終的に市長の判断により、額にして約20%の減額となりました。

説明は以上となります。

○山本寛会長

ただいまの事務局からの説明に対して何かご質問等ありますでしょうか。

(意見なし)

それでは配付されております委員の名簿一覧の順に、それぞれ給料月額、退職手当についてご意見を頂戴したいと存じます。それではまず、伊藤委員、よろしくお願ひします。

○伊藤委員

今、大変素晴らしい資料をお聞きしまして、正直なところ何も言うことがない位、いいところばかり拾ったんじゃないかという位の内容の資料でございました。それに對して市長の給料というところで、人口は中核市1位、給料が30位ということで、減らす要素もなければ、もっと増やしてもいいんじゃないかというのが率直な意見でございます。以上でございます。

○山本寛会長

ありがとうございます。退職手当についてはご意見ございませんか。

○伊藤委員

退職手当についても、今までの業務に対する評価というところですので、その辺もいいか悪いかを判断して、上げてもいいんじゃないかと考えております。

○山本寛会長

伊藤委員ありがとうございます。伊藤委員からのご意見は、給料額は引き上げ、そして退職手当も引き上げというご意見でございました。それでは佐藤委員、よろしくお願ひします。

○佐藤委員

1回目欠席をしておりましたので、その辺も踏まえて、正直金額的なイメージが湧かないところはあるんですが、いただいた資料での世間でいう物価上昇ですか、市

の一般職の給与の引き上げ水準を見させていただくと、ここで市長を据え置く理由はないのかな、上げていいのかな、と感じています。半面、中小企業の中ではまだまだ苦しい状況が続いているので、据え置きという考え方もあるかと思ったのですが、過去の経緯を見ていますと、ここで上げるタイミングかなというところで感じています。退職手当に関しては、もちろん給料と連動していきますので、上げれば必然的に上がるかと思いますが、支給割合については私も勉強不足でコメントが難しいところがありますが、いずれにしても共に引き上げるという方向で考えていいかなと感じております。

#### ○山本寛会長

佐藤委員ありがとうございました。中小企業の経営状況等を鑑みますと別論あるかと存じますが、この時点で上げるという方向でご意見をいただきました。それから、退職手当についても、連動ということで。ただ、割合については、今回は特にご意見はなかったということで、ありがとうございました。それでは引き続きまして、篠田委員、よろしくお願ひいたします。

#### ○篠田委員

前回、中小企業の現状に関して言うと、議事録に書いてありますけれども、千葉県の4月から9月の中小企業倒産件数は150件と、過去10年間で最多ということでお先ほどちょっと資料も申し上げ、東京商工リサーチの千葉支店のデータです。10月3日付けのですね。前回も話したのですけれども、私は据え置きがいいんじゃないかと前回申し上げました。ただ、前回も申し上げましたように、個人的には、本当に松戸市長はよくやられているので、これから次になる市長の方をちゃんとしたい良い方を選ぶには、やっぱりちょっと上げた方がいいんだろうなと、前回の皆さんのご意見を聞いて思っております。特に今日の資料に出していただいているんですけども、中核市の中の順位ということでデータがありますけれども、今30位ということなんでも1位になる必要はないけれども、それなりに上げてもいいんじゃないかなと思いました。このデータを見ると限り申し分ありませんので、これで下げるとか据え置きというのは、あまり理屈が通らないかと思いますので、そのような形で。

ただ、申し上げたいのは、先ほどの佐藤委員もおっしゃいましたが、中小企業の非常に厳しいところはあります。いい所もありますでしょうけれども、非常に厳しいところも、先ほどのデータにもあるように、その辺のところはやっぱり考慮していただいて、でも、市長もよくやられているんで、多少上げてもいいと。でも、中核市の中で人口65万人で一番ですけれども、そこまで、1番にならない位まで上げてもいいのではないかと思います。退職手当についてもそれに連動して上げていただいていいのではないかなと思います。以上です。

#### ○山本寛会長

篠田委員ありがとうございました。前回は、中小企業の経営状況、倒産状況から据え置きというご意見でもあったと存じますが、多くの方々のご意見、そして現状等を

鑑みて、少し上げられたいと。ただ、トップになるということまではちょっとというご意見。さらに、退職手当につきましては、それと連動して上げてよろしいんじゃないかと言うご意見、大変ありがとうございました。それでは、引き続きまして、茶谷委員、よろしくお願ひいたします。

○茶谷委員

私も前回、中小企業のことで市長の給料は据え置きがいいんじゃないかという発言をしました。でも、この資料を見ると、やはり物価上昇しているので、市長の給料も若干上げてもいいんじゃないかという意見も出しました。あと、退職手当の方ですが、前回資料で、平成2年の時の支給率の割合、その時は0.60だったので、その時からずっと下がってるというデータがあるので、その辺はもうちょっと上げてもらってもいいのかなとは思いますけど、給料に関しては、私は労働組合の方の代表なので、まだまだ中小企業はなかなか上がり切れてないところもあるんですけども、若干は上げてもいいんじゃないかという意見です。以上です。

○山本寛会長

茶谷委員、ありがとうございました。前回、据え置きというご意見も一部おありだったということですが、やはり全体的に考えて、物価動向等も考えて、少し上げられたいと。そして退職手当の支給率も少し引き上げと考えられているというご意見、ありがとうございました。それでは早川委員、よろしくお願ひいたします。

○早川委員

私も前回申し上げた通り、現状では引き上げてもいいかなという風に考えております。ただ、先ほどお話ありましたように、今年7月から9月の県内の中小企業景況感の悪化であるとか、今朝も日経新聞等にも掲載されておりますけれども、高市政権の中で閣僚給与、これを見直して例えば首相は115万円の閣僚手当を削減するというような記事があって、これは身を切る改革という言い方をしているんですが、こういうのがどんどん一人歩きしていくと、市民コンセンサスに対する、必ずしも追い風にはならない部分があるかなと、これはちょっと懸念されるところではありますけれども、先ほどご説明いただいた色々な状況、特に他市、中核都市との他市比較等を含めて、確かに先ほどお話があったように1番になる必要はないけれども、この65万都市という大変な人口を抱えている市長としては、上げてもいいのかなと。退職手当についても同様に考えていいのではないかと思います。以上です。

○山本寛会長

早川委員、ありがとうございました。現状としては、中小企業の経営状況等もあり、それから国の近年の動向等もあると。ただし、先ほども出たキャップ、上を抑える基準としては1番になる必要はないけれども、ある程度引き上げでよろしいのではないかと。退職手当についても同様に引き上げというご意見だったと存じます。早川委員、ありがとうございました。それでは引き続きまして山田委員、よろしくお願ひいたします。

ます。

○山田委員

私は前回、規模的、人口規模とか予算規模からすれば安いのではないかということを、上げる方向なんですかけれども、やはり先ほど出ていますように、実際にはやっぱり中小零細企業の中で非常に厳しい取り組みをしてるところが多いということを考えると、ちょっと、というところはあるんですけれども、ただ、やはり中核都市で1番の人口であるということ、それから本日の色々な資料の中で、非常にいい数字と言いますか、日々本当にこれだけ努力をされているということを考えると、市のトップとしては、やはり逆に上げるべきではないかなという風な考えにちょっと変わってきております。基本的なその給料の部分ですね。賞与の部分に関しては、今0.44という事ですけれども、そこはそのままで良いんじゃないかなと。給料を上げることによって実質、退職金もその分上がるということになりますので、その数値は変えなくてもいいのかなというところです。以上です。

○山本寛会長

山田委員、ありがとうございました。人口規模、予算規模から言って、トップクラスのものは求められる。ただし中小企業、零細企業における状況等も鑑みて、ただ総合的に考えて、市のトップとしては、給料については、少し引き上げの方向ではないかと。ただ、退職手当の支給割合については現状通りで良いのではないかというご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。では引き続き山本委員、よろしくお願ひいたします。

○山本綾委員

前回、私からも特別職の給料改定に際して、参考とすべき項目、物価や給料改定の状況を検討すると上げる方向で考えるのは自然という風に申し上げさせていただきました。その時に、一つだけやっぱり懸念があったのは財政状況で、結局、給与改定の状況が上向きにあっても、財政状況が良くなければ、上げるということにはならないかと思いまして、前回の会議の後に、こちらの財政状況についての資料をお願いいたしました。今回頂戴いたしましたけれども、こちらによりますと、財政状況についても問題なさそうで、実質公債費の比率は低いですし、市債残高については順調に減り、今後は1,700億円弱での維持が見込まれると。貯金についても、財源調整基金、その他基金ともに残高増ということで、これに加えて、前回検討した物価や給料改定の状況を併せ考えると引き上げと、給料についてもそうですが、退職手当の支給割合についても自然かなという感じがいたします。以上です。

○山本寛会長

山本委員、ありがとうございました。一番懸念を抱いていらっしゃった財政状況について、実質公債費比率等も順調な状況ということで、給料は上げる方向でよろしいのではないかと、さらに退職手当の支給割合についても引き上げの方向でよろしいの

ではないかというご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。それでは吉田委員、よろしくお願ひいたします。

○吉田委員

令和3年度は、据え置きと判断しましたが、前回の審議会で、少し上げてもいいのではと話をしました。今回この資料を拝見させていただいて、私は上げていただければと思います。退職手当については、給料が上がれば、それに連動して上がっていくと思いますので。以上でございます。

○山本寛会長

吉田委員、ありがとうございました。給料については前回同様引き上げと、それから退職手当につきましても給料の引き上げに連動して引き上げでよろしいのではないかというご意見を頂戴いたしました。

皆様の大変貴重なご意見を拝聴いたしまして、ある程度、まとめという形をとらせていただきたいと思います。まず、給料月額については、ほぼ皆様引き上げという形で統一されていたのではないかと思います。まずこの件についてはいかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。次に退職手当の支給割合、こちらは連動して自動的に引き上げ、割合は100分の44のままで実質的に据え置きという意見と、割合自体を100分の44から少し上げていくという意見と、2つ見られたかなと思います。これについては、もう一度皆様にお伺いしたいのですけれども、こちら方向的にどのようにしていったらよろしいかという追加のご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○早川委員

退職手当の支給割合について先ほどご説明いただきましたけれども、0.55から0.44に落とした理由をもう一回教えていただけますか。最終的に市長判断という話もありましたけれども、その経緯をもう一回教えていただければと思います。

○職員課長補佐

この時の経緯ですけれども、特別職でなく一般職の職員が制度改正によりまして、退職手当の支給水準、平均14.9%を段階的に減額していくこととなりました。そのことに伴いまして、答申において「一般職の引き下げ水準を上回る改定、もしくは任期終了時に市長が改めて支給金額について判断を行う」という両論併記の答申となりまして、それを受けまして最終的に市長の判断により、支給額にして約20%の減額となったという経緯がございます。

○早川委員

ありがとうございました。

○山本寛会長

他に支給割合についてご意見がございましたらよろしくお願ひします。割合自体でなくして、引き上げか、据え置きか、引き下げか、ということでございます。事務局の方からございますか。

○職員課長補佐

事務局の方からですけれども、今の話を踏まえてなのですが、国の国家公務員の退職手当、こちらの支給割合に改正があった場合に、それを踏まえて審議会に諮って支給割合をどうするか、というのがこれまでの経緯でございまして、そういった外的要因といいますか、国の動きを踏まえて支給割合を審議してきた経緯がございますので、その点について補足します。

○山本寛会長

今、事務局の方から、これまで国等の外的要因に基づいて審議してきたという経緯のご報告がございました。それも踏まえまして、先生方、ご意見をよろしくお願ひします。

どうぞ、事務局の方から。

○職員課長補佐

今現段階で、国の退職手当の改正の動きはないところです。

○山本寛会長

先ほどの続きで、現在のところ退職手当自体の国の変更等はないという事実をお示しいただきました。いかがでございましょうか。こういったご説明を踏まえて。

事務局どうぞ。

○職員課長

退職手当については、今の説明では非常に分かりづらいと思いますので、例えば次回、報酬の引き上げとなったときに、こちらから案をいくつかお示しすることになるかと思うのですが、それに伴って、給料の引き上げがあったときに退職手当がどの位引きあがるのかという額を実際に見ていただいた上で、あと支給割合を上げたらどの位変わるのがかというのも見ていただいてご判断いただければと思いますので、退職手当の支給割合は非常に分かりづらい話だと思いますので、額をこちらで試算したいと思います。よろしくお願ひします。

○山本寛会長

ただいま事務局の方から、具体的な金額ベースでの色々なシミュレーションというか、額を示してくれるということでございますので、支給割合については今回は決め

ないということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

それではもう一度確認させていただきます。給料月額については引き上げ、退職手当の支給割合は次回の審議会で具体的な金額をお示しいただいて皆様にご議論いただくという方向で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、給料月額の場合は改定額を決めていくんですけども、次回にあたり、事務局に用意してもらう資料などございますでしょうか。

(意見なし)

それでは事務局の方から、資料について何かございますでしょうか。

#### ○職員課長補佐

ただいまの方針を踏まえまして、改定額については、他市との比較やこれまでの改定の経緯など、国からの通知で示された参考とする項目を踏まえた、いくつかの案について作成しようかと思いますが、よろしいでしょうか。支給割合についても同様にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○山本寛会長

再度の確認ですけれども、今の事務局からの説明に基づいて、すなわち改定額と支給割合についての案を作成してもらうということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは事務局に、次回までに必要な資料の作成をお願いします。

次回の審議会の進め方について、今後の日程等の説明をよろしくお願いします。

#### ○職員課長補佐

では、次回第3回目の審議会につきましては、12月22日月曜日の10時30分から開催といたします。

#### ○山本寛会長

ただいま今後の日程についての説明をいただきましたけれども、他に、これも含めてご意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

### 3. 閉会

○山本寛会長

それでは長い間ご苦労様でした。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。皆様、審議へのご協力ありがとうございました。

11時40分閉会